

田辺市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 3 月 10 日

田辺市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

田辺市においては、平地と中山間が混在し、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっている。このようなことから、地域の実態に応じた取組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。特に中山間では、傾斜畑の果樹を中心とした地域や、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題を抱えた地域等、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止、解消に努めていく。また、平地においても、生産性の高い樹園地への転換が進んでおり、稲作は減少傾向にあるなど、担い手への農地利用の集積・集約化においては、こうした地域の実情を踏まえた「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、田辺市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来のあり方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいくとともに、必要に応じて農業委員会によるあっせんを活用していく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、田辺市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する和歌山県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する田辺市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改正期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	3 4 9 0 h a	7 . 7 1 h a	0 . 0 %
3年後の目標 (令和8年3月)	3 4 9 0 h a	6 . 0 6 h a	0 . 0 %
目 標 (令和15年3月)	3 4 9 0 h a	2 . 2 1 h a	0 . 0 %

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

※遊休農地面積は、農業委員会が実施する利用状況調査により把握した農地法32条第1項に該当する農地の総面積である。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
 - 農業委員と推進委員の担当制又は、チーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。なお、従来から農地パトロールの中で行なっていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。
 - 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、農地中間管理機構に情報提供すると共に、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ② 農地中間管理機構等との連携について
 - 遊休農地に係る利用意向調査を実施し、農地の状況等を農地中間管理機構へ情報提供を行なう。
- ③ 非農地判断について
 - 利用状況調査によって、再生利用困難な農地に区分された農地については、地域の実状等必要な確認を行い「非農地判断」を検討するなど、守るべき農地を明確化するため、慎重に取り組む。なお、再生利用が可能な農地に区分された農地のうち、農地中間管理機構に情報提供を行い、借り受け困難と判断された農地についても農地所有者の今後の農地利用の意向を確認したうえで「非農地判断」を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	3 4 9 0 h a	1 0 2 3. 2 h a	2 9. 3 2 %
3年後の目標 (令和8年3月)	3 4 9 0 h a	1 3 4 5. 2 h a	3 8. 5 4 %
目 標 (令和15年3月)	3 4 9 0 h a	1 9 8 9. 3 h a	5 7. 0 0 %

注1：和歌山県で策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」における県全体の集積目標57%の実現のため、令和15年3月末57%を集積目標とする。

注2：管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と、農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに田辺市と連携して取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、田辺市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について情報共有を図り、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングに努める。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整、利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は、受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と合わせて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て、農地中間管理機構を通じて利用権が設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の推進状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和4年度実績)	22人 (4.85ha)	0法人 (0ha)
3年後の目標 (令和8年3月)	30人 (6.60ha)	0法人 (0ha)
目 標 (令和15年3月)	100人 (22.00ha)	0法人 (0ha)

注：新規参入については、「田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に即し、年間10人を目標とし、面積については、令和4年度実績の一人当たりとする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 田辺市、農地中間管理機構、JA等の関係機関と連携し、新規参入相談や農地の照会等、必要に応じたサポートを行う。

② 新規就農フェア等への参加について

- 田辺市、JA等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制の整備を図る。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業も地域の農業の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理事業も活用して、企業の参入の推進に努める。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、田辺市、JA等関係機関と連携し、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後のフォローアップに努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

田辺市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、田辺市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力